

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会自動車情報管理センター
電子保安基準適合証システム ファイル転送利用規約

- 第1条 仕様書等の開示
- 第2条 ファイル転送
- 第3条 ファイル転送利用申し込み
- 第4条 ファイル転送利用申し込みの承諾
- 第5条 接続試験再実施申し込み
- 第6条 接続試験再実施申し込みの承諾
- 第7条 接続試験料金
- 第8条 問合せ
- 第9条 免責
- 附則

(仕様書等の開示)

第1条 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、「日整連」という。）は、日整連が定める機密保持誓約書の開示要求者からの提出を受けた後に、電子保安基準適合証システムとのファイル転送に必要な技術的事項を定めるインターフェイス仕様書及び接続試験手順書を開示要求者に開示します。ただし、日整連は、次の各号に掲げる場合、各資料の開示を拒否することができるものとします。

- (1) 開示要求者から提出された機密保持誓約書等の内容に虚偽の記載があるとき
 - (2) 開示を受けようとする資料の利用目的が、電子保安基準適合証システムと指定自動車整備事業者が利用する整備業務システムとのファイル転送に係るシステム開発以外にあるとき
 - (3) その他、日整連がインターフェイス仕様書及び接続試験手順書を開示することが不適当と判断するとき
- 2 開示要求者は、インターフェイス仕様書及び接続試験手順書を開示要求者以外の第三者に開示できないものとします。ただし、電子保安基準適合証システムとのファイル転送に係るシステム構築に必要な場合に限り、日整連の承認の上で関係する第三者に開示することができるものとします。
- 3 日整連は、必要に応じて、インターフェイス仕様書及び接続試験手順書の内容を変更することができるものとします。

(ファイル転送)

第2条 ファイル転送とは、整備業務システムから電子保安基準適合証システムに保安基準適合証情報（以下、「保適証情報」という。）の登録・訂正・削除等を行う機能をいい、アクセス形態としては、保適証情報ファイルを保適証システムのWEBシステム画面からアップロードする「スタンドアロン型」、保適証情報ファイルを整備業務システム経由で登録する「クラウド型」の2形態とします。

- 2 ファイル転送を利用する整備業務システムの運用を行おうとする者は、日整連にファイル転送利用申込書を提出し、日整連の承認の上で運用を行うものとします。
- 3 ファイル転送利用申込者は、インターフェイス仕様書に基づいて、電子保安基準適合証システムとファイル転送するためのシステムを、自らの費用で構築するものとします。
- 4 ファイル転送利用申込者は、システム構築完了後、電子保安基準適合証システムとの接続試験を行うものとします。電子保安基準適合証システムとの接続試験に係る諸費用は、ファイル転送利用申込者が負担するものとします。なお、既にファイル転送の利用を開始している者が改めて接続試験を行おうとする場合は、別途、接続試験申込書を提出し、日整連の承認の上で実施するものとします。
- 5 日整連は、ファイル転送及び接続試験の実施に係る業務等を日整連が指定する者に委託することができるものとします。
- 6 日整連は、必要に応じて、ファイル転送及び接続試験の内容を変更することができるものとします。

(ファイル転送利用申し込み)

- 第 3 条 ファイル転送の利用申し込みは、日整連の定めるファイル転送利用申込書に必要な事項を記載し、日整連に提出します。
- 2 利用申し込みにあたって、ファイル転送のアクセス形態がクラウド型の場合に限り、別途、日整連が定める電子保適証システム接続申込書（エクセルファイル）に必要な事項を入力し、日整連に提出することとします。
 - 3 日整連は、必要に応じて、利用申込者に対し、ファイル転送利用申込書記載事項等を確認するための書類等を求めることがあります。

(ファイル転送利用申し込みの承諾)

- 第 4 条 第 3 条の申し込みに対して日整連は承諾し、この承諾によりファイル転送の利用申し込み（利用契約）が成立するものとします。ただし、日整連は、次の各号に掲げる場合、申し込みを拒否、又は承諾後であっても取り消すことができます。
- (1) ファイル転送利用申込者から提出されたファイル転送利用申込書等の内容に虚偽の記載があるとき
 - (2) ファイル転送及び接続試験を行おうとするシステムが、指定自動車整備事業者が利用する整備業務システム以外であるとき
 - (3) ファイル転送利用申込者からの日整連が定める接続試験料金の支払いが確認できないとき
 - (4) その他、日整連がファイル転送を利用することが不相当と判断するとき
- 2 日整連は、前項の承諾をした場合、ファイル転送利用承諾書を発行し通知します。ファイル転送利用申込者は、日整連からの通知に記載される接続試験実施予定日に、別途、日整連が定める方法により接続試験を実施し、日整連が適切と判断した場合、ファイル転送の利用を開始できるものとします。

(接続試験再実施申し込み)

第 5 条 ファイル転送の利用開始後に改めて接続試験の実施を希望する場合は、日整連の定める接続試験申込書に必要事項を記載し、日整連に提出します。

- 2 接続試験申し込みにあたって、ファイル転送のアクセス形態がクラウド型の場合に限り、別途、日整連が定める電子保適証システム接続申込書（エクセルファイル）に必要事項を入力し、日整連に提出することとします。ただし、現在までに日整連に提出した本申込書の内容に変更が無い場合は提出を省略することができます。
- 3 日整連は、必要に応じて、接続試験申込者に対し、接続試験申込書記載事項等を確認するための書類等を求めることがあります。

(接続試験再実施申し込みの承諾)

第 6 条 第 5 条の申し込みに対して日整連は承諾し、この承諾により接続試験申し込み（接続試験実施契約）が成立するものとします。ただし、日整連は、次の各号に掲げる場合、申し込みを拒否、又は承諾後であっても取り消すことができます。

- (1) 接続試験申込者から提出された接続試験申込書等の内容に虚偽の記載があるとき
 - (2) 接続試験を行おうとするシステムが、指定自動車整備事業者が利用する整備業務システム以外であるとき
 - (3) 接続試験申込者からの日整連が定める接続試験料金の支払いが確認できないとき
 - (4) その他、日整連が接続試験を実施することが不相当と判断するとき
- 2 日整連は、前項の承諾をした場合、ファイル転送接続試験実施承諾書を発行し通知します。接続試験申込者は、日整連からの通知に記載される接続試験実施予定日に、別途、日整連が定める方法により接続試験を実施し、日整連が適切と判断した場合、引き続きファイル転送を利用できるものとします。

(接続試験料金)

第 7 条 接続試験料金は、次の各号に掲げるとおりとし、ファイル転送利用申込者又は接続試験申込者（以下、「ファイル転送等申込者」という。）は、ファイル転送利用申込書（又はファイル転送接続試験申込書）を提出後に日整連から発行される請求書を受け、日整連が指定する方法により接続試験料金を支払うものとします。なお、当該接続試験料金は、原則、整備業務システム 1 名称ごとに支払うものとします。

- (1) 接続試験の対象がクラウド型整備業務システムの場合：381,942 円（税別）
 - (2) 接続試験の対象がスタンドアロン型整備業務システムの場合：70,730 円（税別）
- 2 接続試験の対応期間は、原則、日整連とファイル転送等申込者との間で調整の上取り決めた日時とし、当該日時に実施した接続試験の結果、日整連とファイル転送等申込者の双方において、追加の接続試験が必要と判断した場合に限り、ファイル転送利用申込承諾書（又は接続試験実施承諾書）に記載する接続試験実施予定日から 1 か月以内に追加の接続試験を実施することができるものとします。なお、これ以外またはこの期間を超えて接続試験を行おうとするファイル転送等申込者は、第 5 条の接続試験再実施申し込みを行い、改めて第 7 条第 1 項に示す接続試験料金を支払うものとします。

- 3 日整連は、必要に応じて、接続試験料金を変更することができるものとします。

(問合せ)

- 第 8 条 日整連は、ファイル転送等申込者からのファイル転送及び接続試験に関する問合せに可能な範囲で対応するものとし、その他内容、ファイル転送等申込者以外の第三者からの問合せについては受け付けないものとします。
- 2 ファイル転送及び接続試験に関する問合せ対応時間は、休業日以外の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとします。
 - 3 ファイル転送整備業務システムを活用している指定自動車整備事業者からの整備業務システムの操作等に関する問合せについては受け付けないものとします。
 - 4 ファイル転送整備業務システムに起因するトラブル等に関する問合せについては受け付けないものとします。
 - 5 日整連はファイル転送及び接続試験に関する問合せ対応等を日整連が指定する者に委託することができるものとします。

(免責)

- 第 9 条 ファイル転送及び接続試験の内容は日整連がその時点で対応可能なものとし、日整連はファイル転送及び接続試験により発生した損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）、及びファイル転送や接続試験ができなかったことにより発生したファイル転送等申込者や第三者への損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。
- 2 日整連は、開示するインターフェイス仕様書及び接続試験手順書等について、いかなる責任を負わないものとします。
 - 3 日整連は、電子保安基準適合証システムを停止したことにより発生したファイル転送等申込者や第三者への損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。
 - 4 日整連は、インターフェイス仕様書及び接続試験手順書の内容を変更したことにより発生したファイル転送等申込者や第三者への損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。
 - 5 日整連は、ファイル転送及び接続試験の内容を変更したことにより発生したファイル転送等申込者や第三者への損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。
 - 6 日整連は、第 4 条及び第 6 条の各号に掲げる理由によりファイル転送利用や接続試験の申し込みを拒否、又は承諾を取り消す場合、いかなる場合においても支払い済みの接続試験料金の返金はしないものとし、ファイル転送利用や接続試験の申し込みを拒否、又は承諾を取り消したことにより発生したファイル転送等申込者や第三者への損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。

附則

本規約は、平成 29 年 9 月 29 日から適用します。

附則

本規約は、平成 29 年 12 月 22 日から適用します。

附則

本規約は、令和 2 年 7 月 14 日から適用します。

附則

本規約は、令和 3 年 2 月 25 日から適用します。

附則

本規約は、令和 8 年 4 月 1 日から適用します。